様式第１号（第三面）を次のように改める。

様式第１号（第３条第２項関係）（第３面）

記載要領

１　※印欄は記入しないで下さい。

２　港湾労働者派遣事業関係欄について、派遣対象労働者であるに丸印を付ける場合には、事業主は、当該労働者の同意を必ず得ること。

３　主として従事している業務欄に記載されている用語の定義は以下のとおりとする。

船　内　作　業：港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

は　し　け　作　業：港湾運送事業法第２条第１項第３号に掲げる行為

沿　岸　作　業：港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

い　か　だ　作　業：港湾運送事業法第２条第１項第５号に掲げる行為

船舶貨物整備作業：港湾労働法施行令第２条第１号及び第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（同令第２条第１号及び第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）

倉　庫　作　業：港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（倉庫業法第２条第２項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第２条第３号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）

４　主として従事している業務欄については、当該労働者が、港湾運送事業法第２条第１項第２号及び第４号に掲げる行為を行う事業の事業主に雇用されており、かつ、同法第２条第１項第２号及び第４号に掲げる行為に主として従事している場合は、船内作業及び沿岸作業の双方に丸印を付けるものとする。

５　取得資格欄については、届出に係る港湾労働者が派遣対象労働者である場合で、かつ、当該港湾労働者が派遣就業する業務に港湾労働法第25条第４項の厚生労働大臣が定める期間以上主として従事していない場合についてのみ記入すること。また、記入事項としては、７　資格一覧表のうち、該当する資格番号を記入すること。また、届出に際しては、免許等、当該港湾労働者が上記資格を取得していることを客観的に証する書面の写しを添付すること。

６　社会保険関係欄には、加入している雇用保険及び社会保険欄に〇を記入すること。また、届出に係る港湾労働者が雇用保険の一般被保険者であり、かつ、健康保険（日雇保険を除く。）及び厚生年金保険の被保険者であるときは、これらの社会保険の被保険者証及び被保険者資格取得確認通知書又は被保険者資格取得届の写しを被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で添付すること。また、届出に係る港湾労働者が社会保険の資格取得届を提出中である場合には資格取得届の提出年月日を記入すること。

（日本産業規格Ａ列４）